

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

№641
2024・7・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131(代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

- 住民が原告となった辺野古訴訟—高裁が原告適格を認める……………白 充
- 職種限定合意がある場合に使用者は労働者の同意なく職種を変更する配転を
行うことができない旨を判示した最高裁判決……………塩見卓也
—滋賀県社会福祉協議会事件・最二小判R六・四・二六
- 自衛隊名簿提供違憲訴訟 (RYU裁判) を提起しました!……………諸富 健
- 新刊|旧刊** 竹内浩史 著『「裁判官の良心」とはなにか』……………中村絃己
- 【憲法委員会主催】ガザ問題についての学習会報告「今、ガザで起きていること」……田中 淳
- 6・17最高裁共同行動～原発事故と司法の不正義を許さない……………宮腰直子
- 第18回人権研究交流集会 (11/23・24東京) 分科会紹介
- 【議長トーク】『「虎に翼」、最高です!』……………笹山尚人
- 〈シリーズ:憲法と私⑧〉『平等と反従属・反差別』……………田中 淳
- 「地方自治法の一部を改正する法律案」の採決強行に抗議する法律家団体の声明
(改憲問題対策法律家6団体連絡会)



□ダン『青銅時代』

住民が原告となった辺野古訴訟

高裁が原告適格を認める



沖繩 白 充
べく ちゅうん

一 はじめに

今年（二〇二四年）五月一日、住民が原告となり国を訴えている辺野古訴訟（三つあるうちの二つ）において、福岡高裁那覇支部が、一審（那覇地方裁判所）の判決を覆し、原告住民らの原告適格を認める判決を示した。

本稿では、原告適格論の問題点について、主に論じることとする（判決の内容分析（概要）については、自由法曹団に所属されている方は、団通信で確認されたい）。

二 概観

辺野古新基地建设に抵抗する闘いは、法的にみ

ると、三つのフェーズに分類される。

① 仲井眞元知事によってなされた公有水面埋立法に基づく埋立て承認処分を取り消す旨の、翁長元知事による処分

② 前記同承認処分を撤回する旨の、謝花元副知事による処分（翁長元知事が急逝したため、撤回処分は当時の副知事によってなされた）

③ 沖縄防衛局による設計概要変更申請を不承認にする旨の、玉城知事による処分

これら沖縄県側の処分について、いずれも国交大臣がこれを取り消す旨の裁決をしている。

今回の判決は、②に関連するもの―沖縄県による撤回を取り消す国交大臣による裁決を、取り消すよう求める抗告訴訟―であった（なお、住民が原告となっている残り二つの訴訟は、いずれも③に関連する訴訟である）。

さて、今回の高裁判決は、一審判決（那覇地裁）

を覆して原告適格を認めたのであるが、実は原告適格の有無については、一審段階で判断が分かれていた。住民側は訴訟提起時、執行停止の申立てもしていたところ、二〇二〇年三月、那覇地裁はこの執行停止申立てについてのみ判断を示し、その際には原告適格が認められた（重大な損害要件が認められず、申立て自体は却下）。

しかしながら、二〇二二年四月に新たに着任した裁判長によって下された本案に関する判決では、住民らには原告適格がないとの判断が示されたのである。

仮処分では原告適格を認め、本案では原告適格を認めない、という異なる判断が一審判決（那覇地裁）で示される中、この度の高裁判決は、原告適格を認めるに至ったのである。

三 原告適格論の問題点

今回の訴訟を通じて実感したことがある。

それは、原告適格論は、「結論ありきで、理由は後付け」が容易に可能だということである。

もちろん、法の分野でそのようなことは極力避けられるべきであり、そもそも原告適格について定める行政事件訴訟法は、まさに原告適格の実質的拡大を求めて二〇〇四年に改正されたのである。

それにもかかわらず、未だに何年もかけて、入口論だけで無用な時間を費やさざるを得ない——それが原告適格論である。

本件についていえば、沖縄県が撤回処分をなし、国交大臣がこれを取り消す裁決を下したのはいずれも二〇一九年である。原告適格を認めた今回の高裁判決は、今年であり、既に五年の歳月を経ている。しかしながら、今回の高裁判決に対し、国は上告受理申立てを行った。したがって、原告適格の有無についてのみで、五年以上の歳月をかけなければならなくなったのである（この間に、埋め立てがどんどん進んでいることは言うまでもない）。

五年もの歳月があれば、「法（公有水面埋立法）に照らし、沖縄県の判断が正しいのか、国交大臣

の裁決が正しいのか」について、裁判所において詳細な検討ができるはずである（主張立証に三年、事案検討と判決文作成に一年かけても、あと一年のお釣りが残る）。

国交大臣の裁決が埋立法に照らして何ら問題が無いのであれば、国は正々堂々とその「正当性・適法性」を主張すれば良いのであって、原告適格論に逃げる必要はない。

しかしながら、原告適格があることを原告側（多くの場合、住民側）が立証すべきであることに加え、「公定力」という実定法上何らの定めも無い概念が相まって、「原告適格があることも、国（や地方自治体）が行っていることが違法であるということも、いずれも原告が立証すべき」という現状に至っているのが、現在の行政法の実態なのである。

冷静に考えれば、真の民主国家・法治国家というのであれば、住民が訴えを提起した際、「原告適格が無いことや、国等が行っていることが適法であることについて、被告である国等が立証すべきである」という制度にしても、何らおかしくは無いはずである。

*これについては「乱訴が懸念される」との批判もありそうだが、違法性の可能性の無い（いわゆる筋が悪い）行政訴訟を何件も提起するほど、弁護士は時間を持て余してはいない。しかも、行政

訴訟は、多くの場合、被告からの何らかの金銭的な回収が見込めるものでもない。したがって、仮にこのような制度（挙証責任の転換）を採用したとしても、乱訴が起るはずがないことは、少なくとも弁護士としての実務経験を積んだ者であれば、容易に想像がつくであろう。

仮にここまで言わないとしても、現行の行政事件訴訟法下においてすら現代行政法学を牽引する宇賀克也最高裁判事は、昨年六月九日の最高裁判例において、現在の裁判実務について「訴訟の入口である原告適格の判断のために数年争われ、本案審理に更に数年を要するという非生産的な事態」になっていると批判している。

これを受けて、裁判官出身の林道晴最高裁判事も、「第三者の原告適格については、前記のとおり、行政事件訴訟法九条二項が追加された趣旨を踏まえた適切な判断が求められるところであって、審理を担当する裁判所としては、そのような判断に必要な限度を超えた主張立証が漫然と継続されることのないよう、十分に留意すべきである」という諫言ともいべき指摘を行っている。

昨年六月に、既に最高裁においてこのような指摘がなされているにもかかわらず、国はこの度の高裁判決に対して上告受理申立てを行い、その分、本案（国交大臣による裁決の適法性）の検討は更に先延ばしになり、その間も国は辺野古新基

地建設に向けて埋立てを進めるのであるから、本
当に原告適格論は国のためにある制度と言つても
過言ではない。

そして、仮に最高裁が「原告適格なし」の判断
を示したならば、「結局、国交大臣による裁決は、
埋立法に照らして適法だったのか」について、つい

に司法院が何らの判断を示さないまま、辺野古新
基地が建設されることになる。ちなみに、この点
については、国と沖縄県との間での訴訟でも明ら
かになっていない(県も同様に、訴訟要件の壁に
阻まれていた)。
やはり、日本は戦前と同様、「軍事について市

民は口出しできない」のか、それとも、原告適格
については、それでも認められるのか。最高裁の
判断に注目されたい(と言っている今日この日も、
海はどんどん埋め立てられている)。

職種限定合意がある場合に使用者は労働者の同意なく職種を 変更する配転を行うことができない旨を判示した最高裁判決

— 滋賀県社会福祉協議会事件・最一小判R六・四・二六

京都 塩見 卓也

本 年(二〇二四年)四月二六日、労働契約に
職種限定合意があると認められる場合に、

仮に当該職種廃止等の事情があったとしても、本
人同意なく配転命令を行うことは違法であるとの
旨の最高裁判決を得たので報告する。

配 転命令に関する最高裁の判断は、東亜ペイ
ント事件判決(最一小判昭和六一年七月一

四日労判四七七号六頁・集民一四八号二八一頁)以

来三八年ぶりであり、当時に比べ一歩前進といえ
る内容で、社会的意味は大きいといえる。特に本
件は、職種限定合意は黙示の合意として認められ

ており、類似事例への影響は大きい。具体的に

は、例えば大学教授、アナウンサー、記者、医
師・看護師など、当初から専門性の高い職種に従

事することを前提に採用され、その職種で長年働
いてきたにもかかわらず、突然使用者から全く別
職種で働けとの配転命令を受けた場合などは、本

判決の趣旨からすれば、本人同意がなければその
ような配転命令は違法と判断されることにな
る。

もっとも、この判決は、私が「最低限これだけ

は言うだろう」と思っていた最低限しか述べてい
ない。私は、東亜ペイント事件判決が使用者の配

転命令権に広範な裁量を認める判断を行つてから
三八年を経て、いわゆる「男性片働きモデル」が完
全に時代遅れになった中で、もう少し踏み込んだ

ことを述べることを期待したが、そこは期待外れであった。東亜ベイント事件判決当時、私は中学一年生であったが、バブル経済の初期、テレビCMでは「二四時間たたかえますか」というフレーズが流れ、正社員として働く父親は単身赴任も厭わず会社の転勤命令に従うことも当たり前とされていた時代であった。そこからの世の中の変化にもかかわらず、今でも東亜ベイント事件の考え方が利かせることによって労働現場に生じている害悪については、労働事件に携わる者であれば枚挙にいとまがない。補足意見でもいいので、「男性片働きモデル」が時代遅れとなったことを踏まえ、使用者の裁量を制限的に捉え、労働者の自由意思をより尊重すべきことに触れてほしかったところであった。

そ

れでもこの判決は、配転命令権につき使用者のフリーハンドに近い裁量性を認めるのではなく、労働契約の合理的意思想釈を行った上で、それに基づき契約上職種や勤務地は限定されているといえるかを検討し、配転命令権が制約されうることを示したものと見て、非常に意味があったと評価できる。安藤運輸事件判決(名古屋高判R三・一・二〇労働二四〇号五頁)は、職種限定合意があったとまでは認めなかったものの、雇止め法理類似の考え方をとりつつ、運行管理者と

しての勤務を継続できることに対する合理的期待があったと認定し、その上で配転命令を違法・無効としている。この判決の考え方も、労働契約の合理的意思想釈を行った上で、使用者の配転命令権を制限的に捉えたものといえ、今回の最高裁判決に親和的といえる。今回の最高裁判決は、労働契約法が定める労使合意原則・対等決定原則(同法一条、三条一項、八条)や、個別合意と就業規則の関係(同法七条)からすれば、ある意味当たり前の判断といえるが、「労働契約の合理的意思想釈を踏まえ、使用者の権限を制限的に捉える」という考え方によって労働者の救済を図るための足がかりとして、その意義は拡がりうると考えている。労働事件に携わる皆様には、今後の闘いを通じ、この判決を「育ててほしい」と思う。

な

お、今回の判決に対しては、主に使用者側から、「配転できないなら解雇すればいいのか」という声も聞こえてくる。しかし、今回の判決と整理解雇法理とを併せて考えれば、職種限定合意のある(あるいはそう解し得る)労働者に対し、職種廃止を理由に配転または解雇を行うおとする場合、まず、職種廃止自体の合理性・必要性があり(四要件①人員削減の必要性)、職種廃止自体の合理性・必要性を真摯に当該労働者に説明し、当該労働者の従前のキャリアを踏まえた異

動先の希望も聞いた上で、職種変更を伴う配転の同意を求め(四要件②解雇回避努力及び④説明義務)、それらを尽くした結果、当該労働者が配転に同意すればそれで問題解決、それらを尽くしても当該労働者が同意しない場合、職種廃止自体の合理性・必要性があり、当該労働者がその職種に限定された労働者である以上、四要件③の解雇対象選定基準の合理性もみたされ、解雇できる、というのが論理的帰結といえる。逆に、四要件のうち、①②④がみたされない場合は、当然に解雇無効となるといえる。そのような意味で、いわゆる「ジョブ型雇用」だから簡単に解雇できるとい話にはならない。職種廃止を理由とする、職種限定合意のある労働者の安易な解雇を許さないために、前記の論理も定着させる必要がある。労働事件に携わる皆様には、この点についても留意されたい。

自衛隊名簿提供違憲訴訟(RYU裁判)を 提起しました！

京都 諸富 健

一 はじめに

青年法律家No.六三九(二〇二四年五月二五日発行)で兵庫の近藤暢朗会員が紹介して下さっていましたが、名簿提供を受けた自衛隊から募集案内のがきが届いた奈良市在住の現役高校生(ニックネーム:RYU)が原告になることを決意し、本年三月二九日に奈良地方裁判所に提訴しました。被告は奈良市と国で、両者の共同不法行為責任として、慰謝料一〇〇万円と弁護士費用一〇万円の合計二一〇万円を連帯して賠償するよう求める全国初の国家賠償請求事件です。弁護士団は、北海道から南は福岡まで自衛隊問題に精通している総勢二三名の弁護士で、うち常任弁護士団は関西に事務所がある七名の弁護士です。

二 自衛隊に名簿が提供された

事実経緯

従前、自衛隊は、高卒予定者や大卒予定者という募集対象者に対して募集案内を郵送するため、自治体が保有する住民基本台帳を閲覧して、募集対象者の情報(氏名、生年月日、性別、住所、以下「個人四情報」)を転写していました。ところ

が、安倍晋三元首相が二〇一九年一月三〇日の衆議院本会議で、「六割以上の自治体から自衛隊員募集に必要な協力が得られていない」という発言をしたこともきっかけとなり、二〇二〇年二月一日の閣議決定で「自衛官等の募集に関し、市区町村長が住民基本台帳の一部の写しを提出することが可能であることを明確化する」旨記載した対応方針を定め、二〇二二年二月五日、防衛省、総務省の連名で、募集対象者の個人四情報の提供は自衛隊法第九七条第一項、同法施行令第二二〇条の規定に基づき行うことができ、住民基本台帳法上特段の問題を生じない旨の通知を各自治体宛に発出しました。

それ以降、募集対象者の個人四情報を紙媒体や電子媒体、宛名シールによって提供する地方自治体が増えてきましたが、奈良市においても、二〇二二年二月八日の自衛隊奈良地方協力本部(以下、「自衛隊奈良地本」)による要請を受けて、二〇二三年一月三〇日、両者は募集対象者の個人四情報を紙媒体で提供する覚書を締結しました。そして、同年二月、原告を含む募集対象者六四一九人の個人四情報が自衛隊に提供されました。高卒予定者については、この時点では一六歳か一七歳の未成年だったということになります。この名簿提供に基づいて、同年七月上旬、原告の元に自衛隊

奈良地本から郵便はがきが配達されました。この時点で、原告は未成年でした。

三 問題の所在

訴状では、問題の所在として、プライバシー権の重要性や判例法理、法律の規定について冒頭に触れた上で、重大な問題点を五点挙げました。①要保護性の高い未成年者二九九三人の個人四情報提供されたこと、②個人四情報は、職業選択に関わる就職勧誘目的であり、とりわけ高校生に対する就職勧誘活動については厳格な規制があるにもかかわらず、配慮が全くなされなかったこと、③その提供先が、実態が市民に覆い隠されている自衛隊という特殊な組織であること、④本人にも親権者にも、何らの通知もなく、同意を得ることもなく提供されたこと、⑤奈良市が、法的根拠なく①～④を乗り越えて個人四情報を提供したこと、の五点です。

訴状では、こうした問題点を踏まえて、高校卒業予定者に対する職業紹介の規制と自衛隊への摘要や、自衛官の本質及び自衛隊の違憲性について触れ、奈良市による個人情報提供の違法性、国による個人情報取得・保有・利用の違法性について論じています。

今後、訴訟の中では、名簿提供の法的根拠や、奈良市が採用している除外制度の法的意味などが中心争点になると思われれますが、それに留まらず、未成年者に対する職業紹介の在り方や自衛官等を募集することの意味、そして背景にある自衛隊そのものの在り方についても取り上げて、憲法二三条や憲法九条を深く掘り下げていく大きな構えで訴訟活動を展開していきたいと考えています。

四 ぜひ関心を持ってください！

原告は「自分が原告になることで、若者の個人情報提供を止めるようにするために、少しでもお役に立てるのならという気持ちで、原告になることを決意しました。」というコメントを寄せてくれました。また、原告の親は「保護者の承諾もなく、未成年の子どもにこのようなことを行った、奈良市と自衛隊に怒りを覚えます。」と述べています。

第一回期日は、七月二日に指定されました。本訴訟の今後の動向にご注目いただくとともに、原告や家族の思いをくみ取っていただき、会員皆さんの地元において自衛隊への名簿提供がなされているかどうか、関心を持っていただきますようお願いいたします。



〈三二・エッセイ〉

▼非常に遅い梅雨入りに象徴されるように、日本の自然環境も毎年大きく変化し、また自然災害も多発している。▼先日、友人が企画した「生きる」〜大川小学校津波裁判を闘った人たち〜という映画の上映会に参加し、またモデルとなった代理人弁護士のお話を伺ってきた。二〇二一年三月一日の東日本大震災で犠牲になった子どもの親たちが、真実と責任の所在を明らかにするために一〇年にもわたり闘ったドキュメンタリーであり、訴訟提起までの親たちの葛藤やそれに寄り添う弁護士の様子が記録されていた。▼裁判が全てを解決してくれるわけではない反面、裁判を起こすことしか状況を打開する方法がないというような状況もあることについて改めて考えさせられる映画であった。▼日々の業務に追われている中で、依頼者の方々にとって裁判が持つ意味について考える余裕を持ち、弁護士としてよりよい解決に向けた提案をしていきたいと思った。

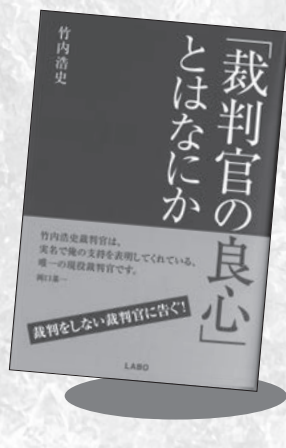
(磯部たむ)

新刊・旧刊

竹内浩史 著

『裁判官の良心』とはなにか

東京 中村 紘己



一 はじめに——本書が伝えたいことは

本書は、津地家裁判事(民事部部総括)の竹内浩史判事(以下では「竹内判事」と呼びます)が、裁判官に必要な資質(すなわち「良心」と良心に従った判決とは何かを、我々に伝えてくれる本です。

二 「裁判官はさほど悪くないし、

裁判制度も良い。」(本書二三三頁)では、悪いものはなに？

黒木亮『法服の王国——小説裁判官(上・下)』(光文社、二〇〇七年)や瀬木比呂氏『絶望の裁判所』(講談社、二〇一四年)が現代司法を批判する書籍

としては有名ですが、本書の切り口はまた違います。

(1) 「裁判をしない裁判官」による「悪弊」

竹内裁判官は、『司法官僚』による官僚司法による「悪弊」で、「現場の裁判官の努力とやる気を台無しにしかねない」と言います。

「悪弊」とは何かという話ですが、『裁判官の「諸手当は不公平」、『裁判官の「宿直に手当はでない」』など、初めて知るものから修習で聞いた愚痴まで様々なものがあります。本書一四五頁の『七

裁判所は「会議が下手」を、ご紹介しますと、同節によれば、裁判官会議では、根回し以外の予定外の質問(内容にかかわらず)が全く歓迎されず、質問一つに「勇気を振り絞る必要があるそうです。

(2) 竹内裁判官はどのように在ったか

前記状況とは、裁判官会議における最重要事

項である事務分配の大改正について、竹内判事が議決権を奪われた際、その理由を問うたときです。「勇気を振り絞る必要があった質問とは、こ

のことです。内容にかかわらず不都合をゆるさない体質の中、言うべきことを言うのがどれほど大変なことを、読みながら考えておりました。

三 裁判官の「良心」、

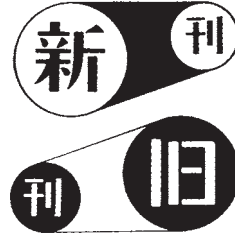
「良心的な裁判」について

では、かかる悪弊から守るべき裁判官の「良心」とはなんでしょうか。

竹内判事が民事事件の裁判官を務める際に働かせる「良心」は、『第一に「正直」、第二に「誠実」、第三に「勤勉』であると述べます。人としての正道を貫くことが司法においても正しい在り方

なのです。

さらに本書では、この基準が掘り下げられて、近鉄・オリックス球団合併事件に適用して解説さ



れています。非常に納得するものでありましたので、是非お読みになって頂きたい所です。

四 おわりに

竹内判事が自身を通じ、裁判官が全うすべき本分と、そのために乗り越えるべき障害を本書は我々に示します。立場は違えど、弁護士として忘れてはならないものを改めて考え直すきっかけをくれる本だと思います。是非、お手に取ってみてください。

「裁判官の良心」とはなにか」

二〇二四年五月発行

著者：竹内 浩史

発行：弁護士会館ブックセンター

出版部 LABO

定価：二五三〇円(税込)

四六版 二二八頁

憲法委員会主催

ガザ問題についての学習会報告

「今、ガザで起きていること」

3/17 実施



イスラエルのガザへの大攻撃は、昨年(二〇二三年)一〇月から始まり三万人以上の死者を出しているが、未だに終息の気配を見せない。二〇二

四年三月二十七日、ガザの現地を知る、清末愛砂会員と国境なき医師団日本元会長・現場活動責任者である井田覚先生から「今、ガザで起きていること」について講演をいただいた。

1 清末会員の講演

清末会員からは、イスラエルの占領政策が構造的暴力を伴うアパルトヘイトに他ならないことや、パレスチナ地域を管理しているのであって軍事的に占領しているわけではないという国際法の適用を免れるためのイスラエルの言説の欺瞞、ガザ攻

撃はパレスチナ民族の破壊を意図するジェノサイドであること等が語られた。国際社会の耳目を集めやすい軍事行動だけでなく、「平時」のイスラエルのパレスチナの分断統治自体が民族浄化を企図したものであるから、停戦だけでは根本的な解決にならず、構造的暴力の根絶こそ目指すべきであると清末会員は主張される。

清末会員は、パレスチナの子どもの心のケアのために絵画教室を現地で開いており、イスラエルの支配に抗する非暴力直接行動にもパレスチナの地で参加されてきた。絵を描くというのは、国境なき医師団も行っている効果的なケアであり、非暴力直接行動は国際社会に対して訴求力を有し広範な参加者も募ることができる。こうした活動は、私たちが戦争や構造的暴力に対してできることを考えるうえで大きな示唆となる。

2 井田先生の講演

ガザで医療活動に従事している井田先生からは、現地がいかに悲惨な状況にあるかについてレポートがあった。負傷した犠牲者の方たちの姿や子どもの快復を祈る親の祈り、無残に破壊された町、医療スタッフの必死の活動等は強く心に訴えかけるものがあつた。国境なき医師団は、政治的中立性を大原則としてきたが、医療従事者をも狙うようなイスラエルの攻撃を前に、イスラエルに対して停戦と国際人道法の遵守を要請するという究極の選択を迫られた。まずは停戦し戦争の犠牲者をこれ以上出さないことが喫緊の課題なのであると井田先生は訴えられる。

3 私たちができること

極限状況下でありながら希望を捨てずに強く生きるガザのパレスチナの人たちや、命を失うこともあるにもかかわらずガザで活動する医療従事者・援助者の方たちの英雄的な行動を前にした「私たちは何ができるか、できることをしてきたか」という講演の最後の井田先生の問いかけは、私たちの自己と社会のあり方に再考を迫るものである。

我が国が投げかけられた。いずれも、私たちと直接的には関わり合いがないとも思える人権侵害に対する私たちの当事者性を問う、普遍的な性質を持つ問いかけである。

世界各地のユダヤ系を含む市民は、「反ユダヤ主義」や「公共の安全に対する脅威」といった非難や弾圧を受けながら、パレスチナで苦しむ人々と連帯するために抗議活動を行っている。パレスチナで行われている人権侵害はまさしく人権者による植民地主義の表れであり、外国籍・無国籍の市民の不安定な地位やアイヌ民族差別など、植民地主義は日本でも依然存在し続けている。特権的な立場を与えられ、抑圧に抗する力を持ち得る、私たち法曹ができることは数多あるはずである。

六・一七 最高裁共同行動

「原発事故と司法の不正義を許さない」

千葉 宮腰 直子

原発事故の国の責任を否定した二〇二二年六月一七日最高裁判決から二年後の同日、六・一七最

高裁共同行動が行われました。六・一七最高裁共同行動実行委員会として取り組みました。

● プレ企画（六日）

前日、日本環境会議主催によるプレ企画として、明治大学のリバティホールにて、映画上映と市民シンポジウムがありました。

午前には、母子避難者たちのドキュメンタリー映画「決断」の上映と、監督及び出演者のトークがありました。

午後の市民シンポジウムでは、津島訴訟原告の三瓶春江さん、避難者を取材しているフリーライ

ターの吉田千亜さん、原発事故を歌に詠む浪江町出身の歌人三原由起子さんの発言と、大飯原発を差し止めた樋口英明元裁判官の講演がありました。いずれも大変に内容の深いお話でした。

午前午後ともに多くの参加者があり、非常に有意義な集いとなりました。

● 最高裁判所へ要請署名の提出

(一七日一〇時半)

ノーモア原発公害市民連絡会が中心となつて集めた六万二千筆余りの署名を最高裁判所に提出しました。いつもながら、職員が西門に出てきて敷地ギリギリのところまで受け取り、最高裁判所の排他的姿勢を象徴していました。

● 最高裁判所ヒューマンチェイン

(一七日二時～三時)

メインイベントの一つであるヒューマンチェインには、全国から約一〇〇〇人の市民が最高裁に結集し、手と手を繋ぎ最高裁判所を完全包囲しました。月曜日にもかかわらず予想した数を大幅に上回る多くの人々が結集しました。

メインステージでは、原発事故国賠訴訟、東京電力刑事裁判、子ども被爆訴訟、アスベスト

訴訟、住宅追い出し訴訟、東海第二原発差止訴訟、東電株主訴訟、ノーモア原発公害市民連、東京地評、公害総行動実行委員会、原発被害者訴訟全国連絡会、避難の共同センター、安保法制違憲訴訟、辺野古代執行反対の各関係者のリレートークがあり、また、音楽に合わせてミュージカル「レ・ミゼラブル」の代表歌「民衆の歌声が聞こえるか」を大合唱し、大いに盛り上がりました。

三回のシブプレヒコールでは、「六・一七判決を許さない」「司法の独立どこ行つた」「司法の劣化を許さない」「未来に誇れる判断を」と声を合わせ、不公正かつ不正義な司法に対する強い怒りと揺るぎない民意を最高裁に伝えることができたと思います。

● 報告集会とシンポジウム

(一四時半～一七時)

衆議院第一議員会館にて、報告集会とシンポジウムが行われました。会場は、三五〇人収容の大きな会議室でしたが、それを優に上回る参加者があり、立見でも入りきれず、別室でオンライン配信を視聴する人も多数いました。

龍谷大学教授の大島堅三氏の講演「六・一七判決がもたらしたもの～原子力推進への転換」では、GX脱炭素電源法が国の原発推進責任を定めるト

ンデモ法律であること、原発は時代遅れになり衰退しているなどが指摘され、原発事故を軽視し原発推進のきっかけを作った最高裁判決を覆さなければならぬと結びました。

また、東北大学名誉教授の長谷川公二氏、神奈川訴訟弁護団事務局長の黒沢知弘弁護士、原発を止めた元裁判官の樋口英明氏、ジャーナリストの後藤秀典氏、及び各訴訟団から貴重な発言がありました。(字数の関係でご紹介できませんので、詳細は「だまっちゃおれん愛知訴訟」によるYouTube配信をご覧ください。)

集会は、アピール「司法よ 本来の姿を取り戻せ」を採択して成功裡に終わりました。

六・一七最高裁判決を覆し原発事故を二度と起こさないための更なる取り組みに向けて思いを強くすることができた二日間でした。

第18回

人権研究交流集会(11/23・24東京)

分科会紹介

「原発と地球」分科会

—新しい人権の観点から「原発」に
アプローチ

そこにおける原発の関連性といった内容で、専門家の講演をいただき、それをもとに討論する内容にしていきたいと考えています。多数のご来場をお待ちしています。

(笹山尚人)

原発の問題性は、二〇二一年の福島第一原発事故を契機に十二分に語られています。原発は不完全な技術を用いており、将来世代にわたって禍根を残し、取扱いを誤ると人類にとつてもない災厄をもたらします。

それでも、わが国の政府与党は原発の再稼働方針を進めています。その際語られる理由の一つが「脱炭素社会」です。

私は、「脱炭素社会」を目指す動きを、「持続可能な地球に生き続ける権利」という新しい人権の観点で捉え、その人権実現のために、原発は真実必要かという観点で検討する研究を試み、それを原発問題の告発の観点としたい。

そこで、この分科会は、「原発と地球は共存可能か?」「地球に生き続ける権利」の確立を」という名称にしました。将来の地球とエネルギー、

第18回人権研究交流集会全体会プレ企画

9月6日・7日開催の常任委員会(秋の全国ミーティング・埼玉)で、講演・ワークショップが行われます。

「国連の平和権宣言と日本の平和的生存権(仮)」

講師: 笹本潤会員(日本国際法律家協会)

国連で2016年に平和権国連宣言(right to peace)が成立しました。国連での議論を紹介し、平和的生存権を憲法で持つ私たちが何をすればいいか考えましょう。

第18回人権研究交流集会 概要

【日時】

二〇二四年二月三日(土)

〜二四日(日)

*一日目

分科会① 一三時〇〇分〜二四時四五分

休憩

分科会② 一五時一五分〜一七時

懇親会 一七時三〇分〜一九時三〇分

*二日目

全体会 九時三〇分〜

【会場】

TKP品川カンファレンスセンター

(系列の会場が複数ありますので

ご注意ください)

〒一〇八〇〇七四

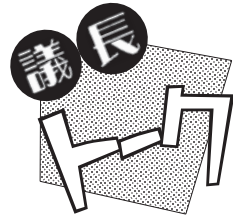
東京都港区高輪三二五―三三

京急第二ビル 七・九・二〇階

*品川駅(高輪口)から徒歩三分

羽田空港から約三〇分

東京駅から山手線で一八分



『虎に翼』、最高です!!

今年四月から始まった、朝の連続ドラマ小説、「虎に翼」。みなさんごらんになってますか。私はというと……、すっかりはまっています。人生初めてのことですが、毎朝七時半にテレビの前に座っています。

「虎に翼」は、我が国初めての女性弁護士にして、裁判官として家庭裁判所の運営に尽力する等された、三淵嘉子さんをモデルに、戦前から法律家になることを目指し、法律家となって尽力し続けた女性の生涯を描くドラマ。ウィークデーに各十五分、この九月まで放送される予定です。

主人公が弁護士になったのは一九三八年。皆さんご承知のとおり、戦前において、妻は

「無能力者」でした。だから主人公が目指すテーマは、「男女の平等」です。ドラマの第一話は、昭和二十一年、主人公が公布された日本国憲法が記載された新聞、その第十四条の条文を読んでいるところから始まります。つまり、このドラマのテーマは「法の下の平等」、とりわけ「男女の平等」なのです。

ドラマの冒頭から憲法の条文が読み上げられて始まるので、それだけでも驚きですが、憲法に沿って平等を目指す話の流れは徹底しています。

とりわけ、第十週。主人公は、法律家として活動し続けることに一度挫折するのですが、恩師から、新しい憲法や民法がいつか定着したら、法律家として働けるかも、と言われます。その瞬間、主人公は、「はて？」と納得せず、折れかけていた自負を取り戻していきます。私はこのシーンで、第十二条をぜひ口にして欲しいと思いました。するとどうでしょう。なんと、主人公は、憲法第十一条から第十四条の四箇条をそらんじたのです。私は快哉をあげました。これほどまでに憲法の条文を、しかも核となる人権条項をきちんと打ち出したドラマがあったでしょう

か。

憲法や民法が社会に定着することなど、勝手にはやってこない。それは、「不断の努力」によって「保持」するものです。憲法のその条文を自ら口にし、主人公は自らを鼓舞する。素晴らしいシーンでした。

この週は、新しい民法が社会に定着するかを試されるという話しの具体例として、民法七五〇条を取り上げたことも秀逸でした。戦前の「夫婦は夫の氏を呼称する」という時代が、夫婦いずれかの氏を称すると改正された。しかしその後、事実上夫の氏を呼称することがほぼ強制される状況が長く続き、そのおかしさから、選択的夫婦別姓制度が提唱され、この問題への「不断の努力」のおかげで、日本経団連も選択的夫婦別姓制度を採用するよう提言するところまで時代は進んでいます。

私たちの「不断の努力」の大切さ、それが憲法に基づくことを社会に伝えてくれる。「虎に翼」、最高です。

(青法協弁学台同部会議長 笹山尚人)

シリーズ
憲法と私 ⑬

『平等と反従属・反差別』

東京 田中 淳

1 平等条項である憲法二四条一項は、権利義務上の別異取扱いの禁止だけでなく、ある社会集団を社会的に劣位の立場に置かない、または、社会集団の負のステイグマを取り除くという反従属も志向します。反従属の要請が、差別是正の立法政策を許容するにとどまるのか、そこから進んで立法までも義務付けるのかどうかには争いがありますが、反従属・反差別としての平等こそが、平等という概念の核心であり、同項のポテンシャルであると考えています。

同時に、私たちに、人生における至上の幸福をもたらす、自分の能力の限界と人間の弱さを悟らせて自己超越の機会を付与するのは他者です。他者という存在の自由を保障するなら、各人が自由行使できるような社会を作るべく、社会は徹底して平等であらねばならないのです。

2 自由、とりわけ他者の自由を権威主義的な観点から憎む人はいても、自由そのものを否定する人は多くはないでしょう。一方、「逆差別」や「生産性」、「自己責任」の点から、自由と並んで憲法が掲げる理念である平等を否定する人は少なくありません。

しかし、私たちが迫害する恐ろしい者であると

3 かつてないほど統治技術が向上し市民生活全般まで「統治」が行き届いた現代国家においては、他者の干渉を排除する消極的自由が焦点化されます。消極的自由は、自由な私人間での調整はあれども、一次的には他者の存在を前提としません。一方、積極的自由も、他者とのつながりを希求することもありますが、自己実現や卓越性の発揮と主に結びついています。それらに対し、平等は、他者の存在が不可欠な前提となっており、共存や他者性と密接に関連しています。不平等は怒りや悲しみ、失望といった強い感情を

喚起します。不平等の是正要求が強者への羨望であると非難されることはありませんが、むしろ、平等を拒む反平等主義者こそが逆恨みに基づいているのであり、不平等に対する羨望はむしろ正当な感情として擁護されるべきものです。他方、自分が特権的立場にある、比較優位にあるという一種の疚しさの感情は、より平等な社会に向かわせる、もしくは、自己のあり方や従来我的生活様式に懐疑を抱かせる契機となります。私たちに求められているのは、自他の置かれている社会生活上の地位・立場についての仮借なき認識や自身の有する特権性とその偶有性の理解、不平等への社会的感受性、そして、そうした思考からの昇華・行動です。

4 社会的に劣位にある社会集団の健康・精神状態は優位集団より劣悪なものであり、格差・不平等の影響は収入や住居にとどまらず、幸福感にまで及びます。劣位にある社会集団の地位の引上げが必要なのは、優秀で従順な集団の排除が経済性の上で非効率であるという新自由主義的要請によるのではなく、それがまさしく人権問題であるからです。社会集団の承認が、統合性が求められる「国民」の間での分断をもたらすという批判がありますが、同質性や共通性を見出す以上に集団の差異を承認することが真の相互理解に必要なだと考えます。

5

差別や偏見の原因の相当部分を説明できるとされる、社会的ヒエラルキーの支持度を測定する社会的支配志向、及び伝統と権威への服従度等を測定する右翼的権威主義の研究によると、差別をドライブするのは、「弱者は己の分をわかまえないならぬ」「社会は強者により支配されるべきであるとする」という「反平等主義」です。

新自由主義は、「ピンクウオッシュ」的に一定の自由を擁護しますが、根底にあるのは反平等です。差別者が劣位集団にステイグマを与え、従属化させようとするのは、不完全である自身の弱さの隠蔽に過ぎません。自由だけでなく、平等も推進しなければならぬ理由はここにもあります。

6

憲法一四条一項は、憲法上の権利としての下限統制が難しい、社会権に関するような権利利益に憲法上の保障を与えるため、補完的に主張されたとの理解もあります。しかし、同項が保障する平等という深遠な理念は、自由だけでは達成することができない「反従属・反差別を推進する潜勢力を秘めているのです」。

法律事務所採用「担当の方へ」

四団体法律事務所ウェブサイト更新情報・新規掲載の募集とPDF版「七八期司法修習生のための法律事務所ガイドブック二〇二四」原稿募集

1 四団体法律事務所特設ウェブサイトの更新・新規掲載募集

二〇二〇年より、四団体の各法律事務所紹介に特化したウェブサイトを立ち上げました（「四団体法律事務所」で検索）。情報の更新は五〇〇〇円、新規掲載は二万円です（後日請求書を送付します）。更新または新規掲載を希望する事務所は、下記リンク（Forms）または下のQRコードより入力してください。一次締切七月二〇日、二次締切七月三日、三次締切八月三日として、随時

掲載・更新してまいります。なお、司法試験は七月一〇日～一四日です。

<https://forms.office.com/>

F/TVATHA72nU



2 四団体ガイドブックの原稿募集

ウェブ版とは別に、法律事務所ガイドブックをPDF版で作成します。四団体ウェブサイトからダウンロードできる形での配信および四団体説明会での配布を予定しています。

原稿は、A4版一枚でPDF形式のみ受け付け

ます。カラー可です。原稿には、①事務所名、住所、電話番号、FAX番号、URL、事務所ないし担当者のメールアドレス、②弁護士構成（人数、修習期、男女比等）、③採用担当者名、④採用予定人数、⑤どんな修習生を希望するか、⑥採用条件を最低限記載してください。それ以外は自由に創意工夫して作成してください。

【原稿送付先（左記リンク又はQRコードよりアップロード）】

締切：二〇二四年八月三日（土）午後五時

<https://www.dropbox.com/request/otZ9SxznUE0dZ01MTs7>

※アップ方法がわからない方は、メール添付で原稿を送付してください。



※ガイドブック原稿掲載分担当金

…各事務所五〇〇〇円

（原稿をお送りいただいた後、請求書をお送りいたします）

改憲問題対策法律家六団体連絡会◎声明

「地方自治法の一部を改正する法律案」の採決強行に抗議する法律家団体の声明

二〇二四年六月二日

改憲問題対策法律家六団体連絡会

社会文化法律センター 共同代表理事 海渡 雄一

自由法曹団 団長 岩田研二郎

青年法律家協会弁護士学者合同部会

議長 笹山 尚人

日本国際法律家協会 会長 大熊 政一

日本反核法律家協会 会長 大久保賢一

日本民主法律家協会 理事長 新倉 修

一 ひろがる反対のなかでの強行

二〇二四年六月一九日、参議院本会議において、国の指示権を拡大する地方自治法改正案の採決が強行された。五月七日の衆議院本会議から四〇日余、わずかな審議しか行われていないもとの強行であった。

改憲問題対策法律家六団体連絡会（以下、「六団体連絡会」）は、四月一七日付の声明で、団体自治の破壊、

立法事実の不存在、無限定な指示権、武力紛争をめぐっての発動、緊急事態条項の先取りなどの指示権拡大

がはらむ重層的な問題点を指摘した。また、六団体連絡会が主催した五月一四日の院内集会では、自治体首長の立場や、被災地の岩手県、石川県と基地拡大が進む沖繩や石垣島の現場から、改正のもたらすものが告発された。

問題点が明らかになるにつれて、首長や議会・議員からの反対・批判が広がり、多くの全国紙が批判の論陣を張り、地方紙は反対の声で埋めつくされた。日本弁護士連合会や各地の弁護士会など法曹界はこぞって反対し、自治体労働者を中心とする労働組合や市民団体にも反対の運動が広がった。

国と自治体の関係に深刻な問題を投げかけ、日本国憲法に背反する重大な問題をほらんだ法案が、広範な反対・批判のもとでわずかばかりの審議によつて強行されたことに、六団体連絡会は満腔の憤りをもって抗議する。

二 問題はなにひとつ解決していない

法案審議によつて改正案の破綻はますます明らかになつており、問題はなにひとつ解決していない。

第一に、団体自治の破壊

「限定的な事態に限って適用されるから地方自治の侵害ではない」というのが政府の答弁であったが、議員や参考人からは逸脱した発言が相次いだ。「地方分権はあくまで平時の議論で非常時とは次元が違う」（公明党議員）、「非平時の混乱状況では法律に基づかない指示を国が地方に出そうとすることを想定すべき」（第三期地制調査委員の参考人）といったもので、これが第三期地制調査会（地制調）で議論された「分権から集権への転換」の方向である。

「自治体の役割は平時の日常業務だけ」と言うに等しいこの方向は、団体自治を破壊し、憲法が保障する地方自治の本旨を真つ向から侵害するものである。

第二に、立法事実の不存在

「個別法が想定していない事態も起こり得る」という

のが答弁であるが、九三法令三六二条項目あるという個別法の指示権の運用例や運用限界について、政府は調査・検討しないまま法案提出を行っていた。これでは、立法事実を語る資格そのものがない。

そのためか、「国の責任を明確にするのが立法事実」などと答弁も行われたが、国の責任は明記せず自治体への指示権だけ認める改正案の説明にはなり得ていない。指示権拡大に立法事実がないことは、すでに「自明の理」になっている。

第三に、大雑把であいまいな要件・手続

政府は「手続を定めては機動性を欠く」との地制調の議論による」との答弁を続けたが、地制調でそのような議論がなかったことは参考人によって暴露されている。

政府は「必要最小限度での行使」や「自治体との事前の協議・調整の実施」などを約束する答弁を繰り返さざるを得ず、附帯決議の多くもあいまいな要件・手続を限定して濫用を防止しようとするものであった。

答弁や附帯決議での「縛り」は無意味ではないが、政府が法文にない手続を約束する答弁を行わざるを得ず、国会が法律外の要件を付加する附帯決議をつけざるを得ないことは、改正案の要件・手続が破綻していることを示すものである。

第四に、武力紛争への波及

「想定する事態への対処は事態対処法に法定されている」と答弁していた政府は、「想定外の事態なら指示権行使が可能か」と問われて「必要な規定はすべて法

定」と修正し、参議院では「重要影響事態、武力攻撃事態、存立危機事態への対応は必要な規定が整備されている」とする防衛大臣の答弁に至った。答弁に従う限り、武力紛争をめぐる事態での指示権は封印されたことになる。

憲法の平和主義のもとで武力紛争のための指示権行使が容認されないことはあまりにも当然であるが、「事態対処法で想定できない事態が存在しないなら、感染症法などでもそうした立法は可能なはずであり、個別法の検討・改正こそ必要」となるのは理の当然であり、指示権拡大の「論理」はここでも破綻している。

第五に、緊急事態条項の先取り

二〇二二年に党議決定された自民党の日本国憲法改正草案は、国の地方自治体への指示権を憲法改正による緊急事態条項の効果のひとつとしているが、その緊急事態条項は武力攻撃などの事態発生後に国会の承認によって発動されることになっている。

「おそれ」の段階から、国会の承認なしに発動できる指示権を導入することは、憲法改正による緊急事態条項以上に政府に独裁的権限を与えて国会の審議権を侵害するもので、立憲主義を真つ向から侵害する憲法違反以外のなものでもない。

以上、地方自治法改正による指示権の拡大は、立法事実の面でも、要件・手続でも、個別法との関係でも完全に破綻しているばかりか、地方自治や平和主義や立法権を保障した憲法にいたるところで背反する違憲性が明らかかなものである。

このような指示権は存在を許されてはならず、ただちに廃止されねばならない。

三 今こそ、地方自治を力強く発展させよう

「新型コロナウイルス」や自然災害への対応をめぐって政府・自治体間で混乱が発生したが、指示権拡大の最大の理由とされている。だが、「新型コロナウイルス」の混乱の原因に、「斉休校やPCR検査の制限、「アベノマスク」配布といった現場から遊離した政府の措置が介在していたことは明らかである。また、自助や共助を言い立てて、自治体の機能そのものが弱まった自然災害の被災地の窮状を放置しているのが政府であることも、周知の事実である。

にもかかわらず、混乱に責任を負うべき政府が、混乱を口実に自治体を従属させ、地方自治を破壊しようとしているのが、指示権拡大をはかる地方自治法改正の本質である。その「集権」への道が、自治体を組み込んだ戦争の道に結びつこうとしていることも論を待たない。

政府の言いなりにならない自治体を市民・住民が主体になってつくりあげ、地方自治を力強く発展させていくことが、「集権」と戦争の道に対峙して平和な暮らしを守り抜く道である。

六団体連絡会は、そのための努力をよびかけるとともに、その実現のために奮闘する決意を表明する。

以上

二〇二四年度第二回常任委員会(秋の全国ミーティング・埼玉)のご案内

青法協弁学合同部会は、後記の要領で第二回常任委員会(秋の全国ミーティング・埼玉)を行います。お誘い合わせの上、ふるってご参加下さい。

記

□日 時 二〇二四年九月六日(金) 一三時〜七日(土) 一二時(予定)

□場 所 さいたま市内+Zoom

□特別講演 第一八回人権研究交流集会全体会プレ企画 講演・ワークショップ

「国連の平和権宣言と日本の平和的生存権(仮)」 講師：笹本潤会員

□地元企画 「外国人問題」埼玉での取り組み」 講師：鈴木満会員／「学童保育の民間委託をめぐる問題点」春日部学童の住民訴訟と労使紛争を題材に」 講師：小内克浩会員

□若手弁護士実務講座 「貧困問題と弁護士の取り組み

〜リーマンショック・東日本大震災・コロナ禍での活動を通じて」 講師：猪股正公会員

※詳細は別途送付の常任委員会のご案内を、弁学合同部会本部事務局までお問い合わせ下さい。



今後の日程

【常任委員会(全国ミーティング)】

- *第2回(秋) 9月6日(金)〜7日(土) 埼玉
- *第3回(冬) 11月24日(日) 東京
- *第4回(春) 2025年 3月14日(金)〜15日(土) 山梨

【第56回定時総会】

2025年 6月28日(土)〜29日(日) 神奈川

【第18回人権研究交流集会】

11月23日(土)・24日(日) 東京

各委員会の日程

オンラインでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【修習生委員会】

8月31日(土) 13時〜 半日合宿

編集後記

▼「老いることこそが、肉体を完き若さへと至らしめむとする」と平野啓一郎は『日蝕』の中で書くが、今月号の表紙写真の東京藝大の新緑の校内

に建つログンの『青銅時代』を仰ぎ見て心に浮かんだのはこのフレーズ▼その日の翌日は東京藝大美術館での『大吉原展』の最終日と云うこともあり、開館前から参観者は長蛇の列。しかも女性が多い。『展』では歌麿・北斎・広重と云った江戸時代の日本美術を代表する絵師を中心に二三〇点に及ぶ浮世絵が日本国内からは勿論のこと大英博物館など外国の所蔵美術館から集められた。▼誤解を生むようなテーマからか主催者は華やかに着飾った花魁の世界のその裏には借金返済に縛られた遊女たちがいたこと、吉原の世界は「人権侵害・女性虐待にはかならず、現代では許されない、二度とこの世に出現してはならない制度である」ことを強調し、又、江戸文化の研究者・田中優子も「今ほもう『吉原遊郭』という場所はなくなった。その方がずっとよかつたのである」と書くが、おっとどっこい今も女性への「場所」のない形を変えた性的搾取は続いている。

(宮本 智)